

令和 4 年 6 月 9 日現在

機関番号：15501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12651

研究課題名（和文）労働者の国際移動の自由としての平等原理の可能性と限界～EU法を素材として～

研究課題名（英文）Free movement of workers as a principle of equality: lessons from the EU

研究代表者

井川 志郎（IKAWA, Shiro）

山口大学・経済学部・准教授

研究者番号：90804344

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際的に移動する働き手に対して法適用の面で保障すべき平等取扱いを、主にEU法や労働抵触法の観点から探求した。まずEUを素材として、経済統合が進むにつれて単に自由な労働力移動だけでなく公正な労働条件保障が問題となり、そのために規制を導入しようとするならば公正性を担保する基本的視点が問われることを示した。また、労働契約の準拠法決定の基準を、とりわけ平等取扱いの観点から明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

EU法研究の成果は、今後わが国が進める貿易自由化・投資促進政策において、労働者の権利保障を同時に進めるべきか否か、また進めるとして如何に進めるべきかを検討する際の基礎資料となりうる。労働抵触法についての研究成果は、現に紛争が生じている国際線の客室乗務員や、これから紛争発生が予想されるプラットフォーム就労者をめぐる、現実の国際的労働関係上の紛争解決の基準を提供しうる

研究成果の概要（英文）：This research explored the equal treatment that should be guaranteed to people working internationally, drawing lessons from experiences of the European Union and focusing on interpretation of conflict of labour laws rule. The EU experiences imply the importance of fundamental principle that support regulations for fair mobility of workers. I have argued some specific interpretations of conflict labour laws rule, especially in terms of equal treatment.

研究分野：労働法

キーワード：国際貿易・投資と労働法 経済統合と労働法 労働抵触法

1. 研究開始当初の背景

わが国労働法学ではまだ議論が低調であるが、EU においては、経済統合と労働法との間の緊張関係が古くから研究対象とされてきた(初期の著作として、*Krebsbach, Europäische Sozialpolitik - Hemmschuh der Integration?*, Hamburg 1974)。また、当該緊張関係が具体化したものといえる実際の訴訟事例も多数知られている。著名なものとして、ラヴァル・カルテット(Laval-Quartet)と呼ばれる一連の欧州司法裁判所(ECJ)判例(ECJ Judgments of 11.12.2007, Case C-438/05 [*Viking*], ECR I-10779; of 18.12.2007, Case C-341/05 [*Laval*], ECR I-11767; of 3.4.2008, Case C-346/06 [*Rüffert*], ECR I-1989; of 19.6.2008, Case C-319/06 [*Commission v Luxembourg*], ECR I-4323)が存在する。

これらの判例が明らかにしているのは、EU では経済統合を進めることで、労働法上の手段による「ソーシャル・ダンピング」防止に法的な制限が課せられるようになっていることである。具体的には、労働組合が海外からの低廉労働力流入や海外への企業の逃避を争議行為によって阻止しようとする場合、または、国家(もしくは地方政府)が自国の労働条件水準を外国企業に遵守させようとする場合に、そうした諸措置が企業の国際的経済活動の自由を侵害しているのではないかと、ということが問題となった。これらの諸措置は、仮に国内法上は適法であったとしても、EU 法上企業に保障されている国際的経済活動の自由の観点からは、違法であるまたは違法となりうるということが、ECJ により明らかにされている。

この点、各国または労働組合からみた「ソーシャル・ダンピング」は、問題となっている企業からみれば EU 法上の基本的自由の行使に過ぎない。したがって、求められているのは、労働基本権や労働抵触法ルールといった労働法上の原則と、経済統合を推進するための国際的経済活動の自由との間での、適切な調整原理である。ところが、かかる課題を先鋭な形で明らかにしたラヴァル・カルテットから 10 年が経とうとしている今も、EU は必ずしも適切な調整原理を見いだせていない。最近では、2017 年 4 月 26 日に欧州委員会が、「ヨーロッパにおける社会的権利の基軸(European pillar of social rights)」というタイトルの欧州委員会勧告等を出し、EU の経済的側面と同程度に社会的側面を重視する姿勢を示し、具体的な立法提案にまで踏み込んでいる。しかしこれに対しては、ラヴァル・カルテットのような ECJ 判例を念頭に、社会的側面の強化として不十分であるとの強い批判がある(*Hassel/Seikel, Zu kurz gesprungen, Wirtschaftsdienst* 2017, S. 5)。

他方、イギリスの労働法学者から、ユニークな調整方法が提案されるに至っている(ニコラ・コントリス[拙訳]「EU における労働者の越境的配置 サービス分野での地域的自由貿易論と労働者の権利との対立」『比較法雑誌』50 巻 2 号[日本比較法研究所、2016 年]261 頁以下)。すなわち、低廉労働力として流入しているのが現実の労働者であることに着目して、それらの労働者が受入国内の比較可能な労働者と同等の取扱いを受ける権利を有するという主張である。この主張がユニークなのは、その根拠付けに、「個人的労務提供者(personal work providers)の自由移動」という概念を持ち出している点にある。

しかしながら、かかる主張がどの程度有効性を持つかについては、十分な検討がなされていない。また、仮に有効性があるとしても、そこには EU 特殊の事情が介在している可能性もある。

2. 研究の目的

そこで、このような自由移動保障による労働者への平等取扱い保障が、どこまで有効に労働法と経済統合との間の緊張関係を調整するものとして機能しうるか、という問題関心から、自由移動による平等保障が有する可能性およびその普遍性を検証することとした。換言すれば本研究は、労働法と経済統合との間の緊張関係の調整という問題関心から、就労目的の国際移動すなわち労働者の自由移動の保障が、労働者に対する平等保障をどのように発展させうるかを解明しようとしたものである。

この点、わが国でも近い将来、国際的な市場ないし経済統合の進展は確実に進む。その場合、低廉労働力の利用に一定の制約を設けることは、必ず重要な政策課題となる。また、現に技能実習生制度や経済連携協定(EPA)の枠組みにおいて労働力受入が始まっており、これらの労働者の平等取扱いは現在の課題である。その意味で本研究は、いかにして企業の国際的経済活動の自由との調整を図りながら労働者間の平等をもたらすかを明らかにし、社会にとって有益な実証研究を提供しようとしたものでもある。また、わが国の状況を視野に入れているため、本研究の最終段階では、本研究の成果としてもたらされ得る、労働者の自由移動という形での労働法独自の新たな平等原理の構想に、今回対象とする EU 法に留まらず普遍的に通用する内容を与えることも試みることにした。

3. 研究の方法

本研究においては当初、労働者の自由移動保障の歴史・現状・将来についての分析を、文献の解析ならびにインタビューやヒアリング等のフィールドワークによって行うことを計画していた。ところが研究開始直後に、本研究にとって重要な法改正が EU において生じたため、研究対

象を急ぎよ当該法改正に変更した。その後は、EU において自営的就労者（これらの者も、国際的に移動する労働力たりうる）の保護につき議論が進んだため、かかる新たな政策動向も研究対象に加えた。さらに、新型コロナウイルス感染症への対策の必要が生じたため、フィールドワークの計画も大幅に変更せざるを得なかった。多くを断念することとなってしまったが、最終年度には、ウェブ会議システムを用いた学术交流を実施することによって研究を前に進めることができた。

4. 研究成果

第一に、本研究の前提となる研究、すなわち EU 経済統合下における国際的経済活動の自由と労働法との相克関係について研究を取りまとめた。経済統合が労働法にもたらす課題を解決しうるものとして、労働者の国際移動の自由の可能性と限界を探るのが、本研究の目的であった。そこで、そもそも経済統合が労働法にどのような課題をもたらしているのかを、EU 法を素材として検討した。研究成果は単著の図書として公表し、日本労働法学会の奨励賞を受賞している。基本的には外国法研究にとどまるもので、わが国にとっての示唆を直接に導きうるような性質のものではないが、経済統合ないしは貿易・投資と労働法との関係をめぐる今後の研究の基礎資料としての意義がある。

第二に、労働者のフェア・モビリティを達成するための近時の EU の法改正および立法の動向を分析した。EU においては近時、域内での国境を越える労働力移動を促進しつつ、適正な労働者保護および労働者の平等取扱いを実現するため、越境的配置労働者指令 96/71/EC の EU 指令 2018/957 による改正、および、欧州労働局（ELA）設立のための EU 規則 2019/1149 の立法がなされた。本研究の問題関心は、経済統合下で推進される労働力の自由移動が単なる「ソーシャル・ダンピング」に帰結しないよう、如何にして同時に適切な労働法上の保護をもたらすかという点にあり、このような EU の動向を研究することは、まさにかかる関心に合致するものである。具体的な研究成果としては、海外から研究者を招聘してワークショップを開催したほか、特に前者（指令改正）については、単著論文、論文の翻訳および改正後指令の翻訳を公刊した。結果として、規制の正当化根拠を明確に見出し難い部分のあることが明らかになり、労働者の自由移動の意義を探求することの重要性を確認することができた。

第三に、国境を越えて行われる労働力取引において、労働者に法適用の平等を保障する役割を担うものとして、わが国の法適用通則法 12 条のあるべき解釈を探求した。具体的には、保護対象たる労働者概念、準拠法決定にあたって重要な役割を果たす労務提供地等の概念の意義、労働契約準拠法にかかる黙示意思探求のあるべき姿について、同条の趣旨目的を踏まえて論じた。いずれについても、単著の論文を公表した。本研究が直接に目的としたものではないものの、これらの研究により、国際線の航空機の客室乗務員やいわゆるプラットフォーム就労者のような、現実に国際的な紛争が発生しあるいは発生するであろうことが予想される働き方にとって、準拠法決定のあるべき姿を一定程度示すことができた。

第四に、自営的就労者の法的保護についての研究も進めた。国境を越える労働力移動は、必ずしも雇用労働という形で現れるものではなく、自営的就労という形態によるものも考えられる。国際的に移動するそうした働き手の保護のあり方も、今後問われるものと思われる。そこで、そもそも各国において自営的就労者がどのような状況に置かれているのかを調査することとした。具体的な成果としては、ドイツにおける自営的就労者の研究の第一人者による講演会を、ウェブ会議システムを用いて実施した。その際の講演資料の翻訳（解説付）を、専門誌において公表予定である。

以上、研究期間全体を通じてみると、総じて基礎的な研究にとどまるものが多かったものの、着実にその成果を論文の形で公表することができた。国際的に移動する労働力に対する平等取扱いを保障するための、今後の法理の構築に、基礎資料として貢献しうる。また、上記のように国際線の客室乗務員やプラットフォーム就労者のような渉外的要素をはらむ働き方については、準拠法決定の具体的なあり方を提示しているので、この点では基礎資料を超える意義のある研究成果を残すことができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 135号
2. 論文標題 労働立法プロセスにおける(政労使)三者間対話の位置付け 日・EUの比較を通じて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 149-154
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 135号
2. 論文標題 プラットフォーム就労と法適用通則法12条 労働抵触法上の重要概念の機能性を問う	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 69-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 2005
2. 論文標題 国際線の客室乗務員の労働関係をめぐる国際私法上の諸論点 ユナイテッド・エアーラインズ事件東京高判を素材に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 14-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 1985号
2. 論文標題 法の適用に関する通則法12条の労務提供地概念の広範性～とくに国際線の客室乗務員を念頭に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 41-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 1973号
2. 論文標題 EUにおける労働者のフェア・モビリティの模索	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 37-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ラインガルト・ツィマー (井川志郎訳)	4. 巻 1973号
2. 論文標題 ヨーロッパにおける越境的労働者配置 2018年指令改正の影響について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 51-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎訳	4. 巻 1973号
2. 論文標題 [資料] サービス提供の形での越境的労働者配置に関する1996年12月16日の欧州議会及び閣僚理事会による指令96/71/EC (2018年改正版)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 76-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 2715号
2. 論文標題 外国人労働者と事前研修機関との間の合意の経済的足止め策としての違法性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法学研究会報	6. 最初と最後の頁 16-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 1221号
2. 論文標題 労働契約における黙示の準拠法選択と最密接関係地法の認定	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働判例	6. 最初と最後の頁 130-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ルカ・ノグラ (井川志郎=岡本舞子=後藤究 訳・解説)	4. 巻 267号
2. 論文標題 新たな契約類型としての「ライフ・タイム契約 (Life Time Contracts)」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 197-211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井川志郎	4. 巻 702号
2. 論文標題 EU労働時間指令2003/88/ECの適用範囲と柔軟性 沿革と目的、そして基本権を踏まえて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 17-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 井川志郎
2. 発表標題 プラットフォーム就労と通則法12条～労働抵触法上の重要概念の機能性を問う
3. 学会等名 日本労働法学会138回大会 (1日目)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 井川志郎
2. 発表標題 労働立法プロセスにおける（政労使）三者間対話の法的位置付け～日・EUの比較を通じて
3. 学会等名 日本労働法学会138回大会（2日目）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 井川志郎	4. 発行年 2019年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 296
3. 書名 EU経済統合における労働法の課題～国際的経済活動の自由との相克とその調整	

〔産業財産権〕

〔その他〕

https://researchmap.jp/7000023496/

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	ツィマー ラインガルト (Zimmer Reingard)	ベルリン経済・法科大学・教授	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	アブゼンガー ナディーン (Absenger Nadine)	ドイツ労働総同盟・連邦本部・法務部長	
研究協力者	シュルツェ・ブショフ カリン (Schulze Buschoff Karin)	経済・社会学研究所（WSI）・労働市場政策担当主任研究員	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 Selbststaendigkeit in Deutschland: Entwicklung und Herausforderungen	開催年 2021年～2021年
国際研究集会 国際ワークショップ「EUにおける労働者のフェア・モビリティ」	開催年 2019年～2019年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
ドイツ	経済・社会学研究所（WSI）		
ドイツ	ベルリン経済・法科大学		
ドイツ	ベルリン経済・法科大学		